

平成24年度 第1回
千葉市自転車等駐車対策協議会

平成24年6月18日（木）

千葉市建設局土木部自転車対策課

平成 24 年度第 1 回千葉市自転車等駐車対策協議会

日 時 平成 24 年 6 月 18 日 (月)

午後 2 時より

場 所 中央コミュニティセンター 8 F
第 8 3 会議室

次 第

1 開 会

2 土木部長挨拶

3 委員委嘱

4 会長及び副会長の選出

5 会長挨拶

6 議 題

(1) 千葉市自転車等の放置防止に関する条例の改正について

(2) その他

7 閉 会

事務局	ただ今から「平成 24 年度第 1 回千葉市自転車等駐車対策協議会」を開会させていただきます。
	本日は、委員の皆様にはご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
土木部長	会議に入ります前に、「千葉市自転車等の放置防止に関する条例施行規則」第 18 条第 6 号により、委員の過半数が出席しておりますので、本協議会は成立しておりますことを報告いたします。
	会議に先立ちまして、土木部長の永名より、ご挨拶申しあげます。
	今日はお忙しい中、お時間を割いていただきまして大変ありがとうございます。協議会開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。
	委員の皆様には、この後、委嘱状を交付させていただきますが、今後 2 年の間、千葉市の行う自転車等の駐車対策についてご審議いただけますようよろしくお願いいたしますとともに、日頃より千葉市政にご支援とご協力をいただいておりますことに対しまして深くお礼申しあげます。
	さて、自転車利用者は、近年の環境問題や健康志向の高まりから増加する傾向にあり、全国的にここ数年、特に東日本大震災以降、公共交通機関が遮断されたとき等の代替機として、自転車の需要も高まり、利用者も多くなったように聞いております。従来より、自転車等の放置が大きな社会問題にもなっており、全国各都市においても様々な対策が図られているところでございます。
	本市におきましては、平成 20 年 3 月に「自転車等の駐車対策に関する総合計画」を策定し、自転車対策を推進していくには、将来を見据え計画的に取り組んでいくべきとの観点から、各種事業をおこなっているところでございます。
	また、今回の議題で、大型店舗等の駐輪場の設置義務、駐輪場における自動二輪車の一部受け入れ、本委員会の市民公募枠の追加等、今後事務局より自転車対策の基本となる条例の変更を今後予定し、説明させていただきますので、ご協力を頂きますようお願いいたします。
	最後に本日の会議におきましても皆様から貴重なご意見をいただき、施策の推進に生かしてまいりますので、忌憚のないご意見をいただけますようお願い申しあげましてご挨拶といたします。
	どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	本日ご出席の皆様には、「千葉市自転車等の放置防止に関する条例」第 19 条第 3 項の規定に基づきまして、市長より本協議会委員を委嘱させていただきます。
	委員の任期は平成 26 年 6 月 6 日までの 2 年間です。委嘱状は土木部長より交付いたします。
	委員の皆様はその場でお待ちください。

	〔委嘱状交付〕 続きまして、事務局職員を紹介いたします。 土木部長の永名です。 自転車対策課長須藤です。 企画整備係長の保科です。 駐車対策係長の中野です。 それでは、会議をはじめさせていただきます。まず、本日の会議は公開といたします。傍聴される方は、お配りした傍聴要領をお守りいただき、会議の進行にご協力をお願いいたします。 それでは、まず、規則第18条の規定により、会長・副会長を委員の皆様から選出させていただきます。 会長ならびに副会長を務めていただける方はいらっしゃいますでしょうか。 いらっしゃらないようですので、事務局から選出案を提示させていただいてよろしいでしょうか。 異議がないようですので提示させていただきます。 会長は日本大学の榛澤委員、副会長は千葉県交通安全推進協議会の鴻崎委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。 それでは、榛澤会長、鴻崎副会長にはそれぞれの席への移動をお願いします。
榛澤会長	〔会長席、副会長席へ移動〕 それでは、正副会長を代表して、榛澤会長よりご挨拶をお願いいたします。 皆さんこんにちは。ただ今事務局より推薦いただいた榛澤でございます。 先ほど永名土木部長から、お話しがありましたが、放置自転車等駐車対策協議の上で全国にさまざまな問題があります。 千葉県でも、自転車駐車場の整備や放置自転車の撤去など色々な対策を講じ放置自転車の数が減少していますが、まだまだ駅前の広場には放置自転車が多くあり、救急活動及び身体障害者等の通行の妨げとなっていますので、今後とも皆様の御協力をいただき、対策を進めていきたいと思っております。 市では本日の議題にありますように、条例の見直し、効果的な問題の解決を図ろうとしておりますので、当協議会の目的と進行にご協力いただき、忌憚のないご意見をいただきながら対応を進めていければと思います。
事務局	ありがとうございます。ここで、土木部長の永名は議会对応の為退席させていただきます。 〔土木部長退席〕 議事に入ります前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。 ・ 本日の会議次第 ・ 委員名簿 ・ 席次表 ・ 資料1「千葉県自転車等の放置防止に関する条例の改正について」議題資料、

榛澤会長	・その他資料 の各資料です。 以上でございます。よろしいでしょうか。 議事に移らせていただきますが、施行規則第 18 条第 5 項により、議長は会長が務めることとなっております。 それでは、榛澤会長、よろしくお願いいたします。 規定により議長を努めさせていただきます。 皆様のご協力を頂きながら、議事を進めて参りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。
事務局	それでは、会議次第に従いまして進行させていただきます。 議事に入ります前に、議事録署名人を指名させていただきます。 千葉県女性団体連絡会の仙波委員と、千葉都市モノレール株式会社の鈴木委員にお願いいたします。 それでは、議題(1)「千葉県自転車等の放置防止に関する条例の改正について」について、事務局より説明をお願いします。
事務局 榛澤会長	議題(1)について、資料 1 ～ 3 により説明。 (条例改正概要・改正内容・スケジュール・今後の課題等) ありがとうございました。 説明の中で確認をしたいのですが、まず、市民の公募は男女各一名とありましたが、それでよろしいでしょうか。
事務局 榛澤会長 事務局 榛澤会長	はい。男女各一名です。 二名を市民公募とした際の公募の選定方法はどうしますか。 論文と面接を予定しています。 分かりました。 それでは、委員の皆さんのご意見などをお聴きします。 ご発言の際は、挙手をお願いします。 それではまず、会長の私が質問をいたします。
事務局 委員	先ほどの条例改正の中で、整理に要する費用の免除対象の明確化とありましたが、例えば、これは要望でもあるのですが、運転免許証を返納された方も対象に広げるといえるのはいかがでしょうか。 今後の課題といたします。 私の父のことを考えると、免許を返納した方が自転車を運転されるのは逆に危険だと思います。
委員 榛澤会長	自転車も軽車両とは言え立派な車両なので、事故が起こると危険ですね。 足の悪い方もいらっしゃるので、自転車があれば遠出する際に荷物を入れて移動できると便利だと思いましたので、今後考えてみてください。 今、鴻崎副会長からご意見が出たのですが、議題の資料を今日ぱっと見せられて

	意見を出せと言われても難しい。
委員	例えば、1週間とか10日置いて意見をいただくというのはどうだろうか。
	自動二輪のこととお伺いします。今回の条例改正案に、50CCを超える自動二輪車の不正利用者は保管場へ撤去せずに、駐車した自転車駐車場で保管するとありますが、現在、市の許可なく50CCを超える自動二輪を自転車駐車場に置かれていた場合、置いておいた人はその日に取りに来るのではないのでしょうか。
事務局	50CCを超える自動二輪が、長期的に放置されていることもあり、対処に苦慮した事例があります。
委員	資料に書かれている保管手数料は、1日ではなく、1回の金額ですか？
事務局	はい。1日ではなく、1回の金額です。
委員	分かりました。
榛澤会長	他にありますか。
委員	先ほど会長から挙げた、運転免許証返納者への免除については、他の都市で行っているか調査し、警察と検討していったほしい。
	もう一つは、50CCを超える自動二輪の違法駐車については、現在対処に苦労しているならば、千葉市で所有者を調べて連絡をとってみてはいかがでしょうか。
事務局	自動二輪車の所有者照会は、先日あった事例で、所有者を特定するために警察に文書照会をする手はずを整えていたが、当該自動二輪車に注意書を巻きつけた翌日に自転車駐車場に駐車しなくなったことがあります。
委員	分かりました。盗難車かどうかの照会など警察と連携して対処して下さい。
委員	125CC以下の自動二輪車を駐車できるように自転車駐車場の整備は行うのか。
事務局	整備は行いません。原付を駐車でき、空きがある自転車駐車場（平成24年度及びH23年度共に定期利用者が定数の半数未満の自転車駐車場を想定）に限り125CC以下の自動二輪車を駐車できるように考えています。
委員	分かりました。
委員	条例第14条第2項「市長は、自転車等を放置したことについて盗難その他やむを得ない事由があると認めたときは、前項の費用（放置自転車移動保管料）の徴収を免除することができる。」にある【その他やむを得ない事由】は、整理に要する費用の免除対象の明確化と同様に、明確化するのか。
事務局	今回の条例改正では明確化する予定はありません。
委員	分かりました。
委員	駐輪場の附置義務化について、学習塾など自転車利用者が多数駐車すると想定される施設は条例の対象としないのか。
事務局	今回の条例の対象施設は、多くの不特定多数の方が利用する施設を想定している。学習塾などの自転車利用者が多いことは、市でも認識しているが、特定の生徒が利用する施設なので、自転車利用に問題があるときには、当面の間直接申し入れ

委員	で対応したい。対応が難しい場合には、対応を強化していきたいと考えている。
榛澤会長	分かりました。
事務局	先ほど副会長から挙げた、今回の議題の意見を後日事務局に伝える件は。
榛澤会長	1 週間以内に自転車対策課宛でメール又は FAX 等でご意見を承ります。
	本来は意見を聞いてから採決するものですが、内容については委員の皆様ご理解 いただけたかと思いますので、改正内容にご賛成いただけるでしょうか
委員	[異議なしの声]
榛澤会長	異議がありませんので、了承いたします。
	以上で本日の議題を終了いたしますが、事務局から他に報告等、ありましたら お願いします。
事務局	その他資料により説明。
	(自転車走行レーン・自転車走行環境整備等の説明)
榛澤会長	ありがとうございました。
	このことでご意見はありますか。
委員	自転車走行レーンを交差して走っている自転車を見受けるが、一方通行ではない のだろうか。
事務局	はい。一方通行です。
委員	もっと一方通行であると周知徹底が必要だと思います。
榛澤会長	他にありますか。
	ないようでしたら、以上を持ちまして、本日の議題は全て終了いたしました。
	今後も厳しい財政状況ですが、自転車利用者が安心安全に利用できる環境作りに 市は努めてください。
	様々な分野から活発なご意見をいただき、ありがとうございました。
	事務局には、本日の成果を今後の事業に反映し、条例の目的である「市民の生 活環境の保全と都市機能の維持」を図ることを達成していただきたいと願って おります。
	本日、ご出席いただきました委員の皆様には、長時間にわたり熱心なご意見 をお聞かせいただきまして、誠にありがとうございました。
事務局	これを持ちまして、「平成 24 年度第 1 回千葉市自転車等駐車対策協議会」を閉 会させていただきます。ありがとうございました。
	午後 3 時 10 分 閉会

上記、会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名押印する。

議事録署名人

会長 _____ (印)

委員 _____ (印)

委員 _____ (印)